

下市田保育園 土砂災害に関する避難確保計画

令和4年3月31日

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、下市田保育園近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、下市田保育園に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「園児等」という）に適用する。

【施設の状況】

人数			
平日開園日		土曜日	
園児等	施設職員	園児等	施設職員
昼間	昼間	昼間	昼間
約100名	21名	約15名	3名
夜間	夜間	夜間	夜間
—	—	—	—

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、園児等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

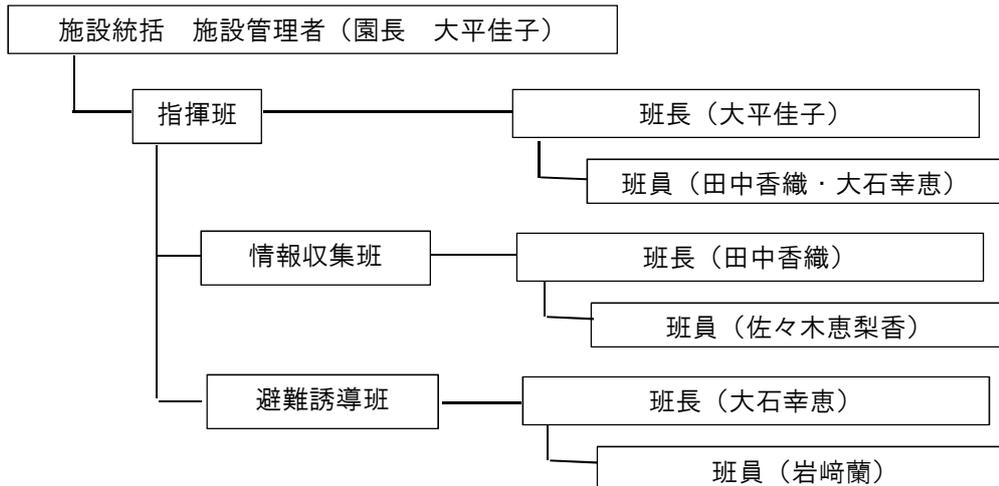


図1 職員の役割分担（正規職員のみ記載）

※毎年4/1時点での職員体制により確認・更新

3) 参集基準

表1 参集基準（町の参集基準による）

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近が予想される場合 ・ 大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設職員全員
応援当番職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 ・ 避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災当番施設職員
全職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 高齢者等避難が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 ・ 関係行政機関等への連絡・通報 ・ 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設職員全員

※上記参集基準を定めるが、夜間、休日については、状況に応じて参集する。

4) 連絡網

図2 緊急時連絡網（別紙） ※省略

5) 関係機関緊急連絡先

表2 関係機関緊急時連絡先

機関名		電話番号	FAX番号	備考
防 災 行 政 機 関	高森消防署	0265-35-0119	0265-35-0119	
	飯田広域消防本部	0265-23-0119	0265-35-0119	
	飯田警察署	0265-22-0110		
	高森町駐在所	0265-35-2225		
	飯田保健福祉事務所	0265-53-0410	0265-53-1469	
	高森町 総務課	0265-35-9402	0265-35-8294	
医 療 機 関	下伊那厚生病院	0265-35-7511	0265-35-1182	
	後藤医院	0265-35-2205	0265-35-2206	
	藤ヶ丘医院	0265-35-3300	0265-35-7510	
	山路医院	0265-35-2198	0265-35-1087	
	尾地内科呼吸器科クリニック	0265-35-6311	0265-35-7066	
	竹村整形外科	0265-35-2141		
ラ イ フ ラ イ ン	電気	中部電力(株)飯田営業所	0120-984-550	
	ガス	(有)石井燃料商会	0265-35-2132	0265-35-8875
	水道	高森町 環境水道課	0265-35-9409	0265-35-6854
	通信	N T T 東日本 飯田支店	0265-24-3132	

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、休園措置などを検討するとともに、保護者への情報提供の準備、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、町と連携しながら、気象情報、気象警報、避難情報等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ・地すべり等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、町役場・消防署等へ通報する。

表3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	高森町役場等 テレビ・インターネット (主に気象庁HPキキクル)	口頭・メール等
土砂災害警戒情報	高森町役場等 テレビ・インターネット (主にHP長野県河川砂防情報 ステーション)	口頭・メール等
避難情報等 ・高齢者等避難 ・避難指示等	高森町役場等 テレビ・インターネット	口頭・メール等

表4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	電話、FAX、 防災無線	高森町役場（防災担当）、高森消防署等
被害情報	情報収集班	電話、FAX、 防災無線	高森町役場（防災担当）、高森消防署等
避難準備等について	避難誘導班	館内放送 口頭	園児（利用者）
		電話、FAX、 防災無線	高森町役場（教育委員会事務局、防災担当）、 高森消防署等
避難開始等について	避難誘導班	館内放送 口頭	園児（利用者）
		電話、FAX、 防災無線	高森町役場（教育委員会事務局、防災担当）、 高森消防署等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

指定避難場所（力行会館）へ避難誘導する。

2) 避難基準

① 町からの情報に基づく判断

次の避難情報等の発令があった場合に、避難等（園児引渡し）を開始する。

- ・ 避難開始基準：高齢者等避難が発令された場合（警戒レベル3）

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、町の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、町に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

3) 避難方法

園児の引渡しを開始する。

- ・ 保護者へ連絡（メール、電話）、迎えに来てもらう。

状況に応じて指定避難場所（力行会館）への避難を開始する。

- ・ 指定避難場所（力行会館）までの移動は、状況に応じて、車または徒歩による。
車による移動：車両10台（利用者～100名、施設職員20名）
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ・ その後、移動先避難所での園児の引渡しを継続する。

4) 避難経路

① 指定避難場所へ避難の場合

- ・ 避難場所（力行会館）までの移動は、町道 I -1号線、町道 I -2号線を経由する。
（経路図は、別添図のとおり）

5) 施設周辺や避難経路の点検

① 施設周辺の点検

- ・ 避難場所（力行会館）に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・避難場所（力行会館）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、避難車、おむつ、常備薬 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（園児の年齢に応じた避難手法、避難方法など）

3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね1回行う。

- ① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

■当該施設で想定される土砂災害の危険性

本施設周辺の土砂災害警戒区域等を下図に示す。（高森町防災ハザードマップより）



【避難経路】

